

新	旧
<p style="text-align: center;">私立小学校及び中学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針</p> <p>私立小学校及び中学校設置等認可審査基準（以下「審査基準」という。）による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。</p> <p>1 立地条件について（審査基準第1の2関係）</p> <p>（1）略</p> <p>（2）審査基準別記第1の2の（1）に規定する法令等において、小学校等から一定の距離内には当該法令等に定める施設を設置することを制限する規定がある場合（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条、旅館業法第3条等）には、当該法令等の規定の趣旨を尊重して、既設の当該施設から当該一定の距離内には、原則として<u>小学校等</u>の設置を認めないものであること。</p> <p>（3）審査基準第1の2の（2）に掲げる法令等のほか、特に農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の規定に留意すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 事業計画及び収支予算について（審査基準第1の10関係）</p> <p>完成年度の事業活動収支予算は、<u>経常収支差額比率</u>（<u>経常収入－経常支出</u>）／<u>経常収入</u>×100）が原則として<u>10パーセント</u>以上であること。なお、<u>経常支出</u>は、<u>教育活動支出</u>及び<u>教育活動外支出</u>の合計金額を表し、<u>経常収入</u>は<u>教育活動収入</u>及び<u>教育活動外収入</u>の合計金額を表す（以下同じ）。</p> <p>8 設置経費について（審査基準第1の11関係）</p> <p>（1）～（11）略</p> <p>（12）「財務状況が良好」とは、過去3年間のそれぞれの年度の<u>経常収支差額比率</u>がいずれも<u>10パーセント</u>以上である場合をいう。</p> <p>（13）略</p> <p>9 経常経費について（審査基準第1の12関係）</p> <p>（1）申請時において収納されていない開設年度の<u>経常経費</u>に相当する寄附金については、<u>8</u>の（1）及び（2）を準用すること。</p> <p>（2）、（3）略</p> <p>10～13 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">私立小学校及び中学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針</p> <p>私立小学校及び中学校設置等認可審査基準（以下「審査基準」という。）による審査の具体的取り扱いについては、次に定めるところによる。</p> <p>1 立地条件について（審査基準第1の2関係）</p> <p>（1）略</p> <p>（2）審査基準別記第1の2の（1）に規定する法令等において、小学校等から一定の距離内には当該法令等に定める施設を設置することを制限する規定がある場合（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条、旅館業法第3条等）には、当該法令等の規定の趣旨を尊重して、既設の当該施設から当該一定の距離内には、原則として<u>高等学校</u>の設置を認めないものであること。</p> <p>（3）審査基準第1の2の（2）に掲げる法令等のほか、特に農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の規定に留意すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 事業計画及び収支予算について（審査基準第1の10関係）</p> <p>完成年度の事業活動収支予算は、<u>経常収支差額比率</u>（<u>経常支出－経常収入</u>）／<u>経常収入</u>×100）が原則として<u>10</u>以上であること。なお、<u>経常支出</u>は、<u>教育活動支出</u>及び<u>教育活動外支出</u>の合計金額を表し、<u>経常収入</u>は<u>教育活動収入</u>及び<u>教育活動外収入</u>の合計金額を表す（以下同じ）。</p> <p>8 設置経費について（審査基準第1の11関係）</p> <p>（1）～（11）略</p> <p>（12）「財務状況が良好」とは、過去3年間のそれぞれの年度の<u>経常収支差額比率</u>がいずれも<u>10</u>以上である場合をいう。</p> <p>（13）略</p> <p>9 経常経費について（審査基準第1の12関係）</p> <p>（1）申請時において収納されていない開設年度の<u>経常経費</u>に相当する寄附金については、<u>7</u>の（1）及び（2）を準用すること。</p> <p>（2）、（3）略</p> <p>10～13 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>私立小学校及び中学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10</p>

<p>私立小学校及び中学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>私立小学校及び中学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成17年3月10日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>私立小学校及び中学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>私立小学校及び中学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>年3月17日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>私立小学校及び中学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成17年3月10日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>私立小学校及び中学校設置等認可審査基準の解釈及び運用方針は、平成29年3月28日から施行する。</p> <hr/> <hr/>
--	--